

参政党 新憲法「構想案」を読む ②

「国体」論 下

参政党の「新日本憲法（構想案）」（以下「構想案」）の基調にある國體（国体）観念は、戦前の天皇絶対の体制の根本でした。

教育勅語

「構想案」9条は「教育を受ける権理」を規定しています。その4項で「教育勅語など歴代の詔勅、愛国心、食と健康、地域の祭祀（さいし）や偉人、伝統行事は、教育において尊重しなければならぬ」とし、戦後、憲法と相いれないとして無効が宣言された「教育勅語」を憲法上復活させます。

勅語は「一旦（いったん）緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤（てんじょう）無窮の皇運を扶翼すべし」、すなわち「ひとたび緊急の危機的状況が発生したら国のために勇敢にかけつけ、天地とともに永遠に続く天皇の体制を助ける」「これが最大の道徳でした。」「義勇」は勅語が定める最も重要な徳目の一つでした。

さらに、恐るべきことがあります。「構想案」の「國體」についての記述とより二つの文章を載せている戦前の文部省思想局発行『國體の本義』

は「忠君愛國」の項目で「忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である。絶対随順は、我を捨て去り、ひたすら天皇に奉仕することである」とし「天皇の御ために身を捧げることとは、所謂（いわゆる）自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威（みいつゝゝ威光）に生き、国民としての真生命を発揚する所以（ゆえん）である」としています（「國體」以外は現代表記、以下同）。

天皇制政府は、中国への全面侵略に乗り出す中で「天皇



参院選第一声を上げる参政党の神谷宗嗣代表（27月3日、東京・銀座）

戦前の価値観 復活

のために命を捨てることは、決して自己犠牲ではなく命を真に生かす道だ」とし、最高の美徳として臣民（しんみん）に徹底的にたたきこんだのです。

「構想案」はこうした「國體」思想を中心に据えながら、日本国憲法9条も侵略戦争への反省と不戦の誓いを明記した前文も全面削除。第20条で「自衛のための軍隊」の保持を定め、第5条で「国民の要件」として「日本を大切にすることを有すること」を課し、「国民は、子孫のために日本をまもる義務を負う」としています。

「国防の義務」は国民の権利・義務に関する規定8条の前に置き、国民の個別の義務以前の「国民としての本質」にかかわるものと位置づけており、徴兵制につながります。

神話前提

「構想案」は前文冒頭で、「日本は八百万（やおよそ）の神と祖先を祀（まつ）り」「心を一つにして伝統文化を継承（けいしょう）するとし、教育に関する9条では「歴史と神話」の教育を「必修」としています。「國體」思想では、天皇は天照大神の子孫であり、天皇一

族を中心に日本は始まったという「神話」が当然の前提で、「構想案」もそうした宗教的歴史観、国家観に立っています。

1条3項で「天皇は、国民の幸せを祈る神聖な存在として侵してはならない」と明記し、「天皇は、神聖にして侵すべからず」とした大日本帝国憲法3条の規定を再現。象徴天皇制を否定し、神話に基づく天皇の神聖性を最大限に強調します。「構想案」には、信教の自由も政教分離規定も存在しません。

「家」単位

天皇中心の「大家族国家」という国家観を引き継ぎながら、「構想案」7条で「家族は社会の基礎」と規定します。「國體の本義」では「我が国民の生活の基本は、西洋の如（ごと）く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である」と明記。「親子の関係を本として近親相寄り相扶（たす）けて一団となり、我が國體に則（のっと）って家長の下に渾然（こんぜん）融（ゆう）合したもの（すなわ）ち我が國の家である」としています。家長が統率する「家」

を単位として、全ての国民を天皇家を頂点とする国家体制に動員する基礎的な仕組みだったのです。

「構想案」には日本国憲法13条の「個人の尊重」の規定も、14条の法の下の平等の規定も、97条の「基本的人權の永久不可侵」の規定も存在しません。日本国憲法24条が、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」に基づいて家族関係を再建したのに対し、「構想案」では「國體」観念のもとで古い価値観を全面復活させる危険があります。

このように「國體」観念は「構想案」全体の基調として、その恐るべき極右性と保守復古の本質を表しています。それは侵略戦争を正当化する歴史修正主義と不可分一体です。日本国憲法の人権尊重主義、国民主権と民主政の原理、平和主義のすべてを根底から覆すものです。そのような「憲法」が現代の日本と世界で通用する余地は全くありません。

（「國體」の項おわり。参政党の「新日本憲法（構想案）」については引き続き解説します）